

# 地方からの提案個票

## <各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
1	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	1
4	市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法の見直し	4
32	地方創生関係の計画の整理・合理化	7
5	要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し	26
7	管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直し	35
6	介護保険負担限度額認定証の認定期間の延長	38
14	市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し	42

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。

当市では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備等を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所できなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるということであれば、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があり、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。

(※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】  
児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条  
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 4 条  
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第 4 条  
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 4 条の基準を定める省令  
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 4 条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)  
**【幼保連携型認定こども園】**  
 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条第 2 項、附則第 2 項  
 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第 7 条第 6 項  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第 2 項  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第 3 条  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長野県、大阪府

—

#### 各府省からの第 1 次回答

御指摘の特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、その期限を廃止して恒久的な措置とするといったことは困難であるが、前々年の待機児童数等に基づいて適用対象となる地域を定めているものであることから、現在令和 5 年 3 月までとしている期限の延長については、まずは本年秋頃に公表する予定の、令和 3 年 4 月時点の待機児童数等を踏まえ検討してまいりたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ取り組んでいるが、利用保留児童数が毎年 2,000 人を超える厳しい状況にあり、保育ニーズは今後も高い水準で推移すると考えている。  
 そういった中で、特例措置が廃止された場合には、特例措置により入所している児童分(本年 4 月時点で 760 人超)の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が 760 人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招き、解消の取組と逆行し、問題の先送りにしかならない。  
 待機児童解消のためには、新たな保育所整備が有効であるが、都心部では確保できる用地等が少なく、整備が難しい場合があることから、保育の安全を確保することを前提に、地域ごとのニーズの実情に沿った柔軟な対応を可能とする本特例措置の活用が不可欠である。よって、自治体が待機児童解消に取り組む中で、国の示す待機児童数等の要件を満たす限りにおいて、特例措置が継続できるようにすべきであり、期限を廃止したとしても、その要件がある以上、恒久的な措置とはならないと考える。  
 以上より、貴府省のご回答には期限の廃止を困難とする理由が示されていないことから、改めて期限の廃止を前提として検討をお願いする。また、当市における適用要件である待機児童数が 100 人を超えていることは明白であるため、待機児童数の公表を待たず、早急な検討をお願いする。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

**【大阪府】**  
 特例措置が期限を迎える場合、市の認可定員の減少・整備計画の変更だけでなく、現在入所している児童が退所を余儀なくされるなど影響が大きく、待機児童も増加するため、期限の延長について早急に必要な措置を講じていただきたい。

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限については、期限の廃止(恒久化)または延長を行うこと。

なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○今後も地方公共団体が期限を意識することなく、待機児童の解消に継続的・効果的に取り組めるよう、本特例措置を時限措置とした理由や必要性を改めて検証した上で期限を廃止すべきではないか。

○提案団体において、他の地方公共団体と比べて保育の質に対するリスクが高まっていたかを検討すべきではないか。

○待機児童数等の要件が課されていれば、特例の期限を廃止しても恒久的な措置とはならず、一時的な措置にしかならないと考えられることから、期限を廃止できるのではないか。

○特例の期限の延長期間を子育てプラン等に合わせた場合、3～5年間という区切りでは、期限の到来に向けて入所児童の調整の必要が生じ、取組の期間として短く、効果的な取組を実施することは困難である。また、自らの事情で政策サイクルに期限を合わせなければならないというのでは、そもそもの政策の趣旨に合わないと考えられることから、延長の期間については、施策の実施に当たって実質的に必要な年数としていただきたい。また、早期に結論を出し、本特例の活用団体の不安を軽減していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

令和3年4月1日時点の待機児童数調査の結果を踏まえ、特例の期限を延長することとする。その延長幅については、新子育て安心プランの終期を踏まえ、令和6年度末までとする。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

158

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し

提案団体

兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。

具体的な支障事例

## 【現状】

子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。

## 【支障】

第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。

アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。

手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村が地域の実情に応じて「量の見込み」の算出方法を選択することができるようになることで、計画策定や見直しに伴う市町村の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

## 根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条  
 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)  
 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成 26 年1月 20 日  
 内閣府通知)  
 「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成 31 年4月 23  
 日内閣府通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市、和歌山市、広島市、高知県、福岡県、佐世保  
 市、宮崎県、全国町村会

○地域の実情に応じて算出方法を選択することができれば、計画策定や見直しに伴う業務量軽減につながるこ  
 とが期待される。  
 ○提案提案同様、子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に  
 係る手引きに則り、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を実施しているが、一定のニーズを  
 把握できる反面、「幼児教育・保育」の「量の見込み」に関しては、現状の実績を踏まえた見込みと大きく乖離し、  
 数値として使用できないなど労力とコストを要するわりには、活用できる分が少ないなどの影響が出ている。よっ  
 て、提案市同様、利用希望把握調査でなく、ヒアリングや実績値等に基づく「量の見込み」が可能となるなど、自  
 治体の状況に応じた算出方法も可能としていただきたい。  
 ○当市でもアンケート調査の結果と実際の支給認定に乖離があり、アンケートでは現実的な量の見込みを算定  
 することができないため算定方法を選択制としてほしい。  
 ○当市においても量の見込み算出に当たっては、保護者の意向調査や人口推移の見込みなどを算出している  
 が、職員の事務作業に加えて委託費などの経費もかかってきており、多大なコストがかかっている。  
 ○計画策定や見直しに伴う市町村の負担の軽減や行政の効率化につながるよう、算出方法の見直しを求める。  
 ○第二期子ども・子育て支援事業計画策定時、国の指針に基づきアンケート調査を行い「量の見込み」を算出  
 したが、実態との乖離が大きく、そのまま計画上の「量の見込み」とすることができない項目が多かった。そのた  
 め、各事業の過去5年間の利用実績をもとに算定し直す結果となった。アンケート調査対象は子育て中の保護  
 者 2,000 人、約 40 項目あり、コンサル会社は入れず、すべて職員で集計をしたため相当の時間を要した。第3  
 期計画においても同様のアンケートを行なった場合、同様の結果が予測される。担当としては、各事業の実績値  
 等をもとに「量の見込み」を算定する方法が一番現実的と感じるが、潜在的ニーズを探る必要もあることから、国  
 の基本指針や手引き(アンケート内容及び算出方法)の見直しも検討していただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答

市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところ  
 であり、令和7年度を初年度とする第3期の計画においては、計画策定時の「量の見込み」の算出方法も含め市  
 町村子ども・子育て支援事業計画の在り方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況  
 等を踏まえて検討していくものと考えている。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案において示したとおり、第1期(平成 27 年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の計画策定に際し  
 て、実態にそぐわない「量の見込み」算出結果となった事例が既に複数発生している。  
 内閣府子ども・子育て本部として地方自治体の計画策定に関する状況調査を行うなどにより、地方の実情をよく  
 把握いただいた上で、アンケート結果に基づき量の見込みを算出する項目の見直しや、実態に即した量の見込  
 みが算出できるよう算出方法について研究し、算出に係る手引きを再考されたい。  
 また、第2期の計画策定時においては、計画策定期限の約1年半前に算出に係る手引きが示されたが、第3期  
 の計画策定に関しては、地方自治体の負担軽減のため、前述の策定に係る事務作業の軽減とあわせ、計画策  
 定に関する方針を、計画策定期限の1年半より早期に提示いただくようお願いする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 【全国町村会】

計画と実績の乖離を小さくするとともに、事務負担軽減につなげるため、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○子ども・子育て支援法第61条4項は「・・・子どもの保護者の・・・意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」としているが、アンケートのみが、意向その他の事情を勘案できる適切な手法であるとはいえないのではないか。

○次期計画策定の手引きにおいては、これまで市町村が蓄積してきたノウハウや調査結果及び実績を勘案しながら、各市町村にあわせた合理的な方法で算定を行うことができるよう、アンケート調査以外の方法を示すべきではないか。

○アンケートに関しても、実態と乖離が生じている項目を見直し、実態を的確に把握することができる必要最小限の項目に限定すべきではないか。

○労働力調査や女性の就業率データ等、国で実施されている調査結果を市町村単位で公表し、市町村が計画策定の際に活用できるよう示すべきではないか。

○市町村子ども子育て支援事業計画の策定には、基本指針が示されてから1年半ほどの準備期間がかかることから、次期計画策定については、市町村において令和5年度中には作業を始める必要があることから、手引きにおける「量の見込み」の算出方法を令和4年度末までに示すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

第1・2期の市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に係る手引きにおいて、潜在ニーズも含めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（以下「教育・保育等」という。）の量の見込みの算出に当たっては、アンケート調査以外の方法も可能であることは記載しているところであるが、ご提案を踏まえ、改めてよりわかりやすく周知することを検討したい。

なお、各地域で必要となる教育・保育等の量は地域の実情によって様々に変化するものであり、第1・2期の計画策定の手引きではその標準的な算出方法を示したものであって、実態と乖離する場合には、地域の実情に即したより効果的、効率的な方法を取ることは可能である。その際、例えば、手引きに記載されている算出方法の一部変更やアンケート項目の追加・変更・削除などの方法も考えられる。

また、第3期の計画策定に関する手引きについては、地方自治体の負担軽減の観点も含め、計画策定期限の1年半より早期に提示することも今後検討したい。

なお、労働力調査については、一部の結果（モデル推計値）について都道府県別に公表されているが、当該調査は、日本全体の就業・不就業の実態とその変化を推計することを前提として設計された標本調査であり、都道府県別の推計を前提とした標本抽出を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全国の結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、都道府県別の結果の利用に当たっては注意を要するとされている。また、同様の理由により、市町村別のデータは公表されていない。

<参考>労働力調査（基本集計）都道府県別結果（総務省統計局 HP）

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html>

<参考>女性の就業者数及び就業率（内閣府男女共同参画局 HP）

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-01.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-01.html)

※労働力調査（基本集計）より作成されたもの。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣府 第2次回答

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化

## 提案団体

兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。

もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。

## 具体的な支障事例

## 【現状】

地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てることとなっている。

地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。

- ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条]
- ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条]
- ③地方創生推進交付金実施計画の作成[地方創生推進交付金制度要綱第4・第5]

企業版ふるさと納税では、地方公共団体が地域再生計画に記載する事業が大括り化され、国が包括的に認定する方式に簡素化された。

## 【支障】

ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金実施計画は転記で作成する部分が多い。

同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにもかかわらず、事業ごとに複数の地域再生計画・交付金実施計画を策定していることや、各計画に個別の契約単位まで充当事業を特定して記載していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方版総合戦略に定めた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続が簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

## 根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル



## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、宝塚市、高松市、高知県、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、延岡市、全国町村会

○重複部分が多い地域再生計画と交付金実施計画の作成が、交付金申請の負担となっている。  
○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

【回答】・管理番号 133 に対する回答にあるように、地域再生計画と実施計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。

・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。

【理由等】①地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）と交付金の交付に必要な地域再生計画（以下「再生計画」という。）はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。

・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている（9条2項、10条2項）。

・一方、地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている（同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項）。

すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である（同法5条15項、13条1項）。

②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。

・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

・実施計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

・なお、企業版ふるさと納税の場合は、企業からの寄付金を用いて地方公共団体が将来的に実施する事業を再生計画に記載するのであって、その事業は多数に上ることが想定される。また、国の交付金交付のための計画でもないところ。

③その他

・地方公共団体の事務負担軽減を図るため、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ（令和元年5月23日公表）も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまで、国においても計画作成手続の簡素化を図っていただいているが、地方版総合戦略という拠り所があるにも関わらず、さらに2つの計画作成を前提とした手続では、地方の根本的な負担軽減にはならない。これらの3つの計画はいずれも、地方創生推進交付金を受けるために作成しているのが実態である。このうち地域再生計画と事業実施計画はほとんどが共通の内容であるため、地域再生計画への詳細な内容の

記載を必須とするのであれば事業実施計画と一本化する等、複数年にわたって複数の団体から類似の提案が出されていることも踏まえ、計画認定や交付金申請に伴う負担が抜本的に軽減されるよう検討されたい。

また、地域再生計画と事業実施計画を構成する事業について、個別契約単位まで充当事業を特定せず、大括り化する(地方版総合戦略に沿った想定事業の記載や事業の方向性で足りるとする等)ことにより、変更手続きに伴う負担軽減や、時機に応じた新たな事業実施等、柔軟な交付金執行が可能となる。さらに、事業当たりの交付上限額を撤廃する等により、複数の事業を包括(一本化)する計画を可能とすることで、計画認定や交付金申請の手續に係る負担は大きく軽減される。地域再生計画と事業実施計画を事業ごとに複数作成している現状と比較すれば、地方公共団体の負担が増大することはない。

なお、事業が先導的であることを示すために計画に記載している自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の項目は、一部、地方版総合戦略において示しているものもあるほか、個別単位の充当事業に共通するポイントを記載することで、上記のように計画を簡素化した場合でも示すことは可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【高山市】

地方創生推進交付金の交付にあたり、3つの計画を整理し、必須要件を改正していただくのが望ましいが、それが困難であれば、地域再生計画と実施計画の記載内容の重複部分を削除し、簡素化を図っていただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

##### 【全国町村会】

交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。

複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。

また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。

国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。

複数事業がある場合の包括的な地域再生計画の認定及び実施計画の記載については、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけになってしまうため、必要性が感じられない。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化

提案団体

兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。

もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。

具体的な支障事例

## 【現状】

地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業及びそれと一体となった施設整備等の実施に要する経費に充てることとなっている。

地方公共団体が地方創生拠点整備交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。

- ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条]
- ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条]
- ③地方創生拠点整備交付金施設整備計画の作成[地方創生拠点整備交付金制度要綱第4・第5]

## 【支障】

ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金施設整備計画は転記で作成する部分が多い。

同一の地方版総合戦略に基づく施策であるに関わらず、整備拠点ごとに複数の地域再生計画・交付金施設整備計画を策定していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方版総合戦略に定めた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続が簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生拠点整備交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、仙台市、柏市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、高松市、久留米市、長崎県、大分県、延岡市、全国町村会

○当市においても、地方創生拠点整備交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため。職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されと考えられる。

## 各府省からの第1次回答

【回答】・管理番号133に対する回答にあるように、地域再生計画と施設整備計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。

・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。

【理由等】①地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）と交付金の交付に必要な地域再生計画（以下「再生計画」という。）はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。

・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている（9条2項、10条2項）。

・一方、地方創生拠点整備交付金（以下「交付金」という。）の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている（同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項）。

すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である（同法5条15項、13条1項）。

②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。

・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

・施設整備計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまで、国においても計画作成手続の簡素化を図っていただいているが、地方版総合戦略という拠り所があるにも関わらず、さらに2つの計画作成を前提とした手続では、地方の根本的な負担軽減にはならない。これらの3つの計画はいずれも、地方創生拠点整備交付金を受けるために作成しているのが実態である。

このうち地域再生計画と施設整備計画はほとんどが共通の内容であるため、地域再生計画への詳細な内容の記載を必須とするのであれば施設整備計画と一本化する等、複数年にわたって複数の団体から類似の提案が出されていることも踏まえ、計画認定や交付金申請に伴う負担が抜本的に軽減されるよう検討されたい。

また、現行では整備する拠点ごとに計画を策定する必要があり、明らかに同趣旨の案件であっても所在地が異なる場合等は個別に計画を策定している。整備により目指す将来像や解決する課題が同様の施設であれば、拠点ごとの計画作成要件を撤廃する等により、複数の施設を包括（一本化）する計画を可能とすることで、計画認定や交付金申請の手続に係る負担は大きく軽減される。交付対象施設ごとに事業が先導的であることを示したとしても、地域再生計画と施設整備計画を複数作成している現状と比較すれば、地方公共団体の負担が増大することはない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

地方創生拠点整備交付金の申請に当たって策定求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

## 【全国町村会】

交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。

複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。

また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。

国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。複数事業がある場合の包括的な地域再生計画の認定及び施設整備計画の記載については、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけになってしまうため、必要性が感じられない。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房、内閣府 第2次回答

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方版総合戦略における数値目標や KPI の設定の不要化

## 提案団体

岡山市

## 制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方版総合戦略において、数値目標や KPI の設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定」、「6. 総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)

## 具体的な支障事例

地方創生推進交付金の申請に当たっては、「地方版総合戦略」、「地域再生計画」及び「事業実施計画」の3つの計画等を策定する必要があり、地方自治体における事務負担が過重となっている。  
特に、地方版総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法でその目標等を定めることが明記されているものの、重要業績評価指標(KPI)を記載することまでは法定されていない。  
このため、いわゆる「総合計画」において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であれば、数値目標や KPI が記載されていなくとも総合計画を地方版総合戦略とみなし、同戦略の策定を省略することで、事務負担が軽減される。  
また、数値目標や KPI を設定するために、現状分析や今後の動向を分析することが必要となり、外部の専門家に調査分析を依頼する必要があるなど、時間・経費・労力が必要となり、このことも自治体の負担になっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

類似の計画を作成する必要がなくなることで、地方自治体における過重な事務負担が解消されることにより、地方創生をはじめ真に必要な業務に注力することができる。

## 根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条、地域再生法第5条・第13条、地方創生推進交付金制度要綱、地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

佐倉市、柏市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市の半田市、田原市、京都府、京都市、羽曳野市、高松市、高知市、延岡市

○当市においても、地方創生推進交付金の申請における計画等の策定が負担となっており、総合計画を地方版総合戦略とみなすことができれば事務負担の軽減につながると思う。地方版総合戦略と総合計画を一体化しやすいよう、地方版総合戦略の KPI の設定方法や効果検証の方法についても併せて見直しをしていただきたい

い。

#### 各府省からの第1次回答

##### 【回答】

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCA サイクルにおける重要業績評価指標 (KPI) の活用状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標 (KPI) を設定する単位の在り方等、手引きの改定の要否について令和3年度中に検討し、結論を得る。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。

なお、数値目標の不要化については、定性的な目標を定めることができるよう手引きに記載していることから、適切ではなく対応は困難である。

##### 【理由】

「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年12月20日付閣副第769号・府地創第118号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくもの」とであると明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。

(※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるものとされているものである。)

効果的なPDCA サイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標 (KPI) の設定は必要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨を踏まえて調査をし、「重要業績評価指標 (KPI) を設定する単位の在り方等、手引きの改定の要否について令和3年度中に検討」していただけるとの回答であり、制度改正につながるよう、検討をお願いする。なお、回答の中で、地方版総合戦略の策定・効果検証に当たり、「手引き」は、「地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識」しているとのことであるが、表現上は助言であり、手引きにより義務付けられていないとしても、国の交付金を受ける前提となる地方版総合戦略の策定にあたって、国の示す「手引き」に従わざるを得ない実態があるというのが自治体としての認識である。

最後に、「数値目標の不要化」について、数値目標や重要業績評価指標 (KPI) を定めるよう手引きに記載していることを削除するなどの改訂を求めているが、数値目標等については、当市において、別途設定するなどにより、効果検証など実施可能と考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【名古屋市】

地方自治体における事務負担が過重となっている状況を踏まえ、地方版総合戦略と総合計画の一体化のしやすさや、地方版総合戦略のKPIの設定方法、効果検証の方法等についてしっかりと調査をしたうえで検討を進めていただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

- 地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。
- 地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCA サイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や、地方版総合戦略と総合計画との関係等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定に向けて、令和3年度のできるだけ早い時期に検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、地方創生関係交付金の採択に際し、地方版総合戦略の策定に当たり、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引きを踏まえているかどうか」という点に基づく審査を行ってはいない。



## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房、内閣府 第2次回答

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し

## 提案団体

京都市

## 制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年 of 外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。

具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとに KPI を設定することが求められており、KPI の数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。

また、同手引 p.6 において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19 に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。

については、設定する KPI 数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。

地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方に KPI を設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方に KPI を設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。

## 具体的な支障事例

まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定は努力義務とされているものの、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などの地域再生法に基づく国の財政支援措置を活用するに当たっては、同戦略を策定していることが求められる。

当市においては、公債償還基金の計画外の取崩しや新たな市債の発行などにより、不足する財源を補てんしており、令和元年には財政調整基金が底をついた状況にある。このように緊迫する自治体財政の中において、地方創生に取り組むに当たっては、国の財政支援を活用する必要性は高く、同戦略の策定は実質的に策定の義務として地方自治体に課されている状況にあるが、計画策定に当たってもそのための経費と人員、労力といったコストを要しており、これらが大きな負担となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に向けた行政運営の効率化等が図られ、地方自治体の負担軽減等につながる。

## 根拠法令等

- ・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号及び第13条
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号、28農振第4号国総政第1号、環境

対発第 1604201 号)第3、第 11 及び第 12  
 ・まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第9条、第 10 条  
 ・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版)  
 ・地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年 12 月版)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

柏市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、羽曳野市、鳥取県、高松市、高知市、延岡市

—

## 各府省からの第 1 次回答

## 【回答】

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCA サイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や外部有識者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位など手引きの在り方について令和3年度中に検討し、結論を得る。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。

なお、現行の手引きにおいては、例えば、外部有識者を含む検証機関による効果検証を定期的に行うことが重要であるとしており、毎年の外部有識者の参画による効果検証を求めているものではない。

## 【理由】

「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年 12 月 20 日付閣副第 769 号・府地創第 118 号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4(技術的な助言)に基づくもの」と明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。

(※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができることとされているものである。)

効果的な PDCA サイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であり、外部有識者の参画は重要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。

なお、手引きでは、「地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能」と明記している。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向け、前向きな検討を希望する。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去 10 年間で約 1.5 倍に増加するなど、国会や

全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCA サイクルにおける重要業績評価指標 (KPI) の活用状況や外部有識者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標 (KPI) を設定する単位の在り方等、手引きの改定に向けて、令和3年度のできるだけ早い時期に検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣府 第2次回答

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し

## 提案団体

岡山県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。

## 具体的な支障事例

## ①重複事項の省略化

・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。

## ②窓口の一本化

実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する締切りや様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず取下げの手続きが必要であり、こうした一連の業務に対し職員の負担がある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

①重複する事項を省略できるようそれぞれの計画を精査することで、事務負担の軽減を図ることができる。

②実施計画と地域再生計画の窓口を統一し、同一内容記載部分については、片方の修正が自動で片方に反映できる仕組みとすることにより、2回必要な申請を1回にまとめることができ、事務負担の軽減を図ることができる。

## 根拠法令等

- ・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第13条
- ・地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条
- ・地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、大阪府、高松市、高知県、高知市、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

○推進交付金事業の変更に当たり、手続等について内閣府の推進交付金担当及び地域再生計画担当に問い合わせたところ、各担当で異なった回答であったこと等により、変更手続を行う時期が遅れる事例があった。  
○当団体では、作成支援ツールについて、KPIの記載部分意向が、エラーで正しく反映されず、ツールが利用できなかったため、作業が必要となった。記載内容が、ほぼ重複している以上、ツール等で解決するのではなく、重複記載部分を省略することで省力化を図ることができる。  
○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画及び地域再生計画をそれぞれ作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

## 1. 重複事項の省略化

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、地域再生計画（以下「再生計画」という。）と地方創生推進交付金実施計画（以下「実施計画」という。）との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。なお、再生計画及び実施計画への記載そのものを省略することは適切でなく対応困難である。

【理由】再生計画は地域再生法に基づき作成・提出するもの。実施計画は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）に基づき作成・提出するもの。両計画は目的や性質の異なる別の計画であることから、記載事項の省略は困難である。

再生計画は地方公共団体が実施する事業及び当該事業を推進するために活用する支援措置を明らかにした計画であり、具体的な事業の内容や事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ再生計画を、内閣総理大臣が認定するもの。

認定された再生計画（認定再生計画）に記載されている事業に対し地方創生推進交付金を交付することができる。交付決定を行うためには、補助金適正化法に基づく申請書の一部である実施計画において、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載する必要があり（補助金適正化法5条）、実施計画に記載されている当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等の審査を行う必要がある（補助金適正化法6条）。したがって、記載事項が重複している部分はあるものの、両計画において各々必要な事項であるため省略することは困難である。

一方、地方公共団体の事務負担軽減を図るために、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ（令和元年5月23日公表）も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。

また、再生計画の認定申請に当たって必要となる添付書類についても、簡素化・不要化を図る等の運用改善を行っているところであり、変更案件の提出書類については、第55回認定（令和2年1月申請分）以降、新旧対照表の提出を不要としている。

## 2. 窓口の一本化

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等について、再生計画の申請の取下げ手続きを含め、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。

なお、実施計画申請期間終了後における実施計画の修正に伴う再生計画の修正については、内閣府において把握する限り、殆ど発生していないと承知しているところ（地域再生計画申請期間終了後に地域再生計画の修正が生じた場合の実施計画の修正においても同様）。

【補足】再生計画及び実施計画は、制度的位置づけが異なるものであり、各々、適正に審査を行う必要があることから、それぞれの計画の審査につき体制を設け、円滑かつ効率的に事務を行っている。窓口の一本化（審査事務の一元化）を行うことで、かえって審査期間の長期化や交付決定の遅れにつながりかねないが、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等については要望の趣旨を踏まえ検討したい。

地方創生推進交付金は、年間約2,000件程度の申請がある中、地方公共団体の事業遂行をできる限り長期間確保する点に留意し、限られた時間・人員の下で再生計画及び実施計画についての適正な審査に当たっている

ところ。

(1) 申請期間終了後の差し替え等について

再生計画は、申請期間終了後も、主に誤記載や体裁の不備など修正の必要があるものについて差し替えを認めている。

実施計画は、申請期間終了後は、原則差し替えを認めていないものの、事業内容の審査に至らないような明らかな誤記載等については例外的に差し替えを認めている。

(2) 不採択後の取下げについて

再生計画は地方公共団体から申請されているものであることから、実施計画が不採択となったことを踏まえて再生計画の申請を取り下げるか否かは、申請者(地方公共団体)の意思による。なお、取下げに関する手続については、特段書面による事務手続を求めておらず、メールにて取り下げる旨を報告いただく運用としている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度では、法に基づき、地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画をそれぞれ提出しているが、現行制度の枠組みの中での見直しにとどまらない、制度の改廃を含む抜本的な見直しを期待している。

地域再生計画と実施計画は、目的や性質が異なるにもかかわらず実施計画の記載の多くを地域再生計画に転記しており、内容が重複する2つの計画の必要性に疑問がある。目的や性質が異なることを踏まえ、それぞれの計画に書くべき内容を整理し、両方の計画に重複する事項を減らすなど義務付けの軽減を求める。また、重複する事項については、「地域再生計画のとおり」などと記載し、一方の計画に委ねることも検討いただきたい。特に、重複項目を変更する際、それぞれの変更について国の担当者に事前に相談し、地域再生計画においては、変更申請又は報告のどちらに該当するか確認するなど、業務負担があるため、制度の枠組み自体を抜本的に見直していただきたい。

記載が重複する2つの計画について、国の各担当が審査するため、両計画の重複する部分の修正について負担が生じている。したがって、窓口を統一し、両計画の審査日程を合わせることや、同じ担当が両計画を審査すること、もしくは両計画を両担当が共有し、重複する部分の省略や修正等の内容を国の担当者間で共有及び計画への修正の反映をするなど、ご検討いただきたい。

実施計画から地域再生計画を転記する作成支援ツールはあるものの、実際に作業負担が残っているため、今回、規制緩和(義務付けの見直し)を目的に、制度の見直しに踏み込んだ重複事項の整理を提案する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

##### 1. 重複事項の省略化

両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。

##### 2. 窓口の一本化

地域再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方について、地域再生計画の申請の取下げ手続きを含め、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣府 第2次回答

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地域再生計画認定手続きの見直し

## 提案団体

徳島県、愛媛県、高知県

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。

## 具体的な支障事例

交付金実施計画の提出とほぼ同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に係る時間と手間が削減されることにより、行政の効率化が図られる。

## 根拠法令等

- ・地域再生法5条
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知)
- ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、柏市、横浜市、川崎市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、兵庫県、鳥取県、鳴門市、美馬市、上板町、つるぎ町、高松市、長崎県、熊本市、宮崎県、延岡市

- 実施計画に関する県からの問い合わせや資料提供依頼は、提出期限が大変短く、対応困難な場合があり、各計画の提出時期が異なれば、町における事務作業の負担が軽減される。
- 地方創生推進交付金に係る地域再生計画については、地方創生推進交付金実施計画とほぼ同様の内容を転記しているだけであるため、同実施計画を地域再生計画とみなすなど、両計画を一体化することで、策定に係る事務の軽減につながる。
- また、現行制度では、計画変更手続きについても、両計画について同様の手続きを個別に行う必要があるため、両計画が一体化されれば、事務軽減につながる。



○地方創生推進交付金の申請と再生計画の提出、採択(認定)がほぼ同スケジュールであるため、同時進行で作業しなければならず負担となっている。また、交付金の採択時に発生する修正作業もそれぞれ行わなければならない、煩雑となっている。

○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画と地域再生計画を同時期に作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

#### 各府省からの第1次回答

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、令和3年度中に、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について検討を行い、結論を得る。

##### 【補足】

まずもって、年度当初の交付決定については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことから、スケジュールを前倒しし、地方公共団体による年度当初の事業着手を前提とした申請期間及び審査期間を設定していることにご留意いただきたい。また、新年度予算案が決定する閣議決定(令和3年度第1回は12月下旬)後の事務連絡の発出から、交付決定(令和3年度第1回は4月1日)までの審査等については、タイトなスケジュールとなっていることについても、ご理解いただきたい。

年度当初滞りなく事業を開始できるよう、年度末に再生計画の認定を行っているが、2,000件弱の計画の認定に係る審査と並行して、地域再生法5条第17項に基づく認定に当たっての関係各省庁との協議、交付金担当との調整を行っており、また内閣総理大臣の認定を行うために必要な決裁手続を踏む必要があることから、申請から認定までタイトなスケジュールとなっていることについてご理解いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年度中に申請期間のあり方について検討を行い、結論を得るとのことだが、具体的な支障事例において記載したように、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっていることから、係る負担が解消されるよう、実施計画と地域再生計画の提出期限について、少なくとも2週間以上間隔を空けるなど、十分な期間が確保されるような形での検討及び結論をお願いしたい。

なお、仮に実施計画と地域再生計画の提出期限の間隔を空ける場合であっても、大前提として、実施計画の提出期限を前倒しにする等、地方に負担を転嫁する形の見直しは行わないようにしていただきたい。

現在の国における手続上、申請から認定までタイトなスケジュールとなっていることについては、一定の理解をするが、仮にこれ以上のスケジュールの短縮が困難であるならば、極めて多岐に渉る項目を記載することとなっている現行の実施計画様式の簡素化を図ること等、行政の効率化の観点からも、実施計画と地域再生計画のあり方について見直しを行い、地方において、現行のスケジュール内で余裕を持った対応が可能となるよう所要の見直しを行っていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最低限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

##### 【全国町村会】

一層の事務負担緩和のため、提案団体の意見を踏まえて適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただき

たい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

各府省からの第2次回答

令和3年度中に、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について検討を行い、結論を得る。